

第1回佐久市都市計画審議会（要約）

- ・開催日時：平成30年2月14日(水)
午後1時15分～
- ・開催場所：市役所 議会棟 全員協議会室

【辞令交付式】

- 1 辞令交付

【審議会】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局自己紹介
- 5 会長・会長代理の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 都市計画審議会の役割について

≪都市計画審議会の役割について≫事務局より説明

8 議事

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 事務報告
 - ①傍聴者報告
 - ②前回（第14回）議案の処理状況等報告

(3) 議案審議

≪第1号議案 佐久都市計画道路の変更（案）について≫事務局より説明

(委員)

都市計画道路が変更されるということで、用途地域が指定されている部分について、都市計画道路が計画されている場所では、よく幹線道路の両サイドに準住居地域等が指定されていますが、用途地域の見直しも併せて行われますか。

(事務局)

今回、見直しの中で、そういった路線がございまして、先程、見ていただきました資料1-8をご覧ください。こちらの中で、緑色に着色された8-1、8-2、8-3、8-4でございしますが、荒宿上の城線という都市計画道路になっております。こちらの8-4の区間が、都市計画道路から25メートルの範囲で用途地域が定められています。現在、第1種住居地域の指定がなされておりますが、道路がなくなると用途地域の指定の基準がなくなることから、用途地域界を地形地物に変更しようとするものです。これは説明会までは、既に開催しておりまして、予定とすると平成30年度に変更する予定でおります。

(委員)

滑津跡部線と跡部臼田線で一部廃止ということで、跡部という名前はそのままの方が市民の皆さんに分かりやすいと思うのですが、地籍として、跡部の部分がなくなってしまうような感じがします。特に起終点で決めている訳ではないと思うのですが、分かりやすければ良いと思います。

(事務局)

滑津跡部線と跡部臼田線で一部廃止になりますが、路線につきましては、今まで一部整備してきている状況もございまして、そういったことの中で、名前も地域で定着してきているものと認識しており、このままで良いという考え方です。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたと思われましますので、【第1号議案 佐久都市計画道路の変更(案)について】、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

・・・挙手(全員)・・・

(会長)

全会一致でございますので、計画案通り進めるよう議決させていただきます。

《第2号議案 佐久都市計画広場の決定(案)について》事務局より説明

(委員)

市民交流ひろばやミレニアムパークが北側にあり、今回の広場はそれとかなり近いと思いますが、広場をもう少し南側にして遠ざけるとか、そういう感覚はないですか。

それと、公園を作るにあたって駐車場を設けているのですが、この少ない数で大丈夫でしょうか。

(事務局)

1点目の市民交流ひろば等に近いというご意見ですが、先程も説明の中で申し上げましたが、こちらの位置に広場を設置するという計画の中で、あえてこの佐久平駅からの動線といいますか、道路の植栽を含め、ミレニアムパークから市民交流ひろばがあり、こちらの広場があります。佐久駅周辺の区画整理事業の60haと併せた二期整備という訳ではありませんが、連続性を持たせてこちらの地域へ人を誘導していきたいという狙いがあります。

2点目の駐車場の台数につきましては、まだまだ荒い設計でございます。広場の南側には大規模な商業施設というようなものも計画されていますので、そういった施設の形態が決まり、それとすり合わせながら、駐車場の台数や位置についてもこれから検討していくというものでございます。この中のものにつきましては、今回の決定には含まれないということをご理解いただきたいと思います。

(委員)

この公園の整備方針で、イベント機能を有するという事は分かるのですが、情報発信ということに関して具体的にピンときません。どういう状況で何をどのように発信していくのかお聞きしたい。

(事務局)

長いスパンをかけての計画になってまいりますので、具体的にというところが今はありませんが、1つのアイデアとすれば、市内各地で行われているお祭り、例えば、榊祭りとかそういうものは、その日だけ望月で行われますが、この広場においてイベント等で、紹介するようなことを行うことにより、「佐久市にはこのような祭りがある。」というような情報発信ができるようなことも考えられます。

また、上物の整備とかそういうものになってしまうのですが、デジタルサイネージのような電子公告が今どんどん進んでいますので、仮にこういったものが整備されるとすれば、市内の情報発信ができるようになる想定しております。

(委員)

反対する訳ではないのですが、お聞きしたいことがあります。先程、市川委員の方から話があったように、そもそも組合施行でやる民有地に対して、行政がこのような形の中で、広場を都市計画決定できるのか。

4,000㎡という話でしたが、この県道に面している農地を、佐久市が買い上げてやるということでしょうか。それに対して、組合の了承は取れるのか。佐久市が事業主体ということになれば、買い上げということになるのでしょうか。

(事務局)

この広場につきましては、基本的に市が施工するという計画です。区画整理事業ですので、この土地をそのまま買うという手法ではございませんが、組合に対しましては、この用地に相当する部分を、公共施設管理者負担金として支払うということになります。

この面積等につきましては、先程申し上げました、区画整理事業認可の申請書にこの分が計画として盛り込まれていまして、それに対して組合にご了承いただいている状況です。

都市計画決定が可能かどうかということにつきましては、本日、お諮りしておりますので、決定することに関して問題ないということです。

(委員)

組合はこの位置についても了承されているということですか。普通に民間の視点で考えると、この一等地に4,000㎡をとということになると、ここは固定資産税がとれないと思います。この場所につくることに少し疑問ですが、緑地帯をつくることに対して反対ではありません。

(委員)

広場内の動線の変更の話はしていないと思います。

駐車場に附置義務はありますか。駐車場はいらないと思います。今、これを見ても全体の計画がないので、どういう意味で変更されたのか分からない。全体の計画がもう少し具体的に出てくれば、動線計画も分かると思います。この駐車場自体も、人が行き来するところに駐車場の出入口を設けることとなっているが、せっかく歩道橋を設けたりするのに、車と人が交差する所はあえて駐車場を造る必要はないのではないかと。

(事務局)

この中の茶色の道路線形や駐車場につきましても、あくまで現時点でのイメージでございます。ただ、その中でどうして変更していったかということですが、まず、この茶色の道路線形は、横断歩道橋の降り口からこの公園内に入って行けるところに、位置を変更しましたので、それに伴って、中の茶色の道筋も変更になっております。

駐車場につきましても、今イメージしているのは、例えば、広場の中でイベントを行う場合に、荷物の運搬・積み下ろしを想定しておりまして、こういったイメージを作成しております。

今回の都市計画の決定につきましては、あくまで範囲を審議いただくこととなりますので、中のものにつきましては、また色んなご意見をいただきながら、まちづくりの中で設計させていただきたいと考えております。

(委員)

これがひとつのイメージということの中で、芝生広場というのは多くありますが、「芝生の中に入るな。」というのを公園でよく見かけます。それをこういう広場でこのような大きい芝生を設けているが、そもそものイメージが、こういう広場を支えていこうというイメージを持って、こういう計画を整えているのかどうか。もう少し掘り下げた形で案内していただいた方がいいと思います。

季節的には、いつぐらいの季節を想定していますか。5月か6月くらいなのか。まだ具体的には詰めていないのですが、今後詰めるにあたっては、そういう四季折々の事を考えながら詰めていっていただきたい。

とりあえず芝生というような広場が、こういう広場に向いているのかどうか、駐車場等については、交流カフェというような発想を設けて、人が行き来する時に案内になるようなものでももらいたい。漠然としたイメージだけでは、説明をしていただくときに、これからこういうことをやりたいというその前提として売り出していくのですから、そういった前提が分かるように案内していただきたい。

(会長)

これから作っていかれると思うので、徐々に内容を見ていただければと思います。他に、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

広場の中は、未定ということですが、ここに上物を建てる計画とか、先程、情報発信の方法もありましたが、それを発信するために建物を建てる計画は、この緑の中でやるのか、建物を別で作るのか。この辺の考えはどの程度考えられているのか。

実際に、今、ミレニアムパークの方も、イオンに車を停めて使っている。付属で駐車場を設けてあるが、やはり遠いという点があり、結構空いている。実際に車で来るお客さんは、この商業施設の中で建物ができれば、そちらに停めて利用する可能性があると思う。その辺の駐車場の考えはどう考えているか教えていただきたい。

(事務局)

建物の件ですが、基本的に広場にいわゆる四方壁で囲うという建物は、面積的にもかなり制約があるところであります。ただ、イベントや情報発信等で、例えば、東屋的なものが必要になるかどうかということは、先程ご指摘いただいたようなことも含めまして、検討するようになるかと思えます。

駐車場も同じように言えるわけですが、例えば、隣に商業施設ができて、不要な駐車場を設置するのはどうかということがございますが、あくまでも、公共の施設として、民間の施設に駐車場があるから「ここは0台でいいのか。」ということもございます。その辺は、これから周辺の商業施設等と協議をしながら対応していきたいと考えております。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたと思われまますので、【第2号議案 佐久都市計画広場の決定(案)について】、佐久市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

・・・挙手(全員)・・・

(会長)

全会一致でございますので、計画案どおり進めるよう議決させていただきます。

．．．．休憩．．．．

《第3号議案 佐久都市計画特定用途制限地域の変更（案）について》事務局より説明

(委員)

この都市計画決定されると、都市計画税をとられるようになりますか。

(事務局)

白田地籍におきましては、既に都市計画区域でございまして、都市計画税の対象になっております。今回の決定により、それが変更になるというものではございません。

(委員)

この場所は、都市計画区域内で無指定の地域だと思いますが、今後、用途が指定されるということは考えているのか教えていただきたい。

(事務局)

用途地域の指定につきましては、現在のところ考えていません。こちらの地域の一部で工業団地の計画がございしますが、それに対する用途地域の指定は考えていません。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたと思われまますので、【第3号議案 佐久都市計画特定用途制限地域の変更(案)について】、佐久市都市計画審議会第5条第3項の規定に基づきまして、議事を決するため、採決いたします。

計画案に賛成の委員の挙手を求めます。

．．．．挙手（全員）．．．．

(会長)

全会一致でございますので、計画案どおり進めるよう議決させていただきます。

(4) その他

9 閉会